

静岡県告示第119号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示479号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第1 趣旨</b></p> <p>この要綱は、私立の高等学校等に在学する高校生等のいる一定の所得未満の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が実施する私立高等学校等奨学給付金助成事業の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。当該事業に係る私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p><b>第2 定義</b></p> <p>この要綱における用語の<u>意義</u>は、(1)から(5)に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>授業料以外の教育に必要な経費 修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等の経費をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第1 趣旨</b></p> <p>この要綱は、私立の高等学校等及び<u>高等学校等専攻科</u>に在学する高校生等のいる一定の所得未満の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、<u>高等学校等及び高等学校等専攻科</u>における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が実施する私立高等学校等奨学給付金助成事業の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。当該事業に係る私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p><b>第2 定義</b></p> <p>この要綱における用語の<u>定義</u>は、(1)から(6)に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>授業料以外の教育に必要な経費 教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等に充当する経費をいい、本給付金はこれらの経費以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>高等学校等専攻科 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和2年4月</u></p>

(3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の受給資格の認定を得ることができる認められる者を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（以下「学び直しへの支援対象者」という。）と認められる者をいう。

(4) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文科科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。

(5) (略)

### 第3 対象者

給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) (略)

(2) 平成26年4月1日以降、対象となる高等

1日付け元文科初第1861号）に規定する高等学校等専攻科（ただし、特別支援学校の専攻科を除く。）をいう。

(4) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の受給資格の認定を得ることができる認められる者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（以下「学び直しへの支援対象者」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（以下「専攻科支援対象者」という。）と認められる者をいう。

(5) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文科科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する保護者等をいう。

(6) (略)

### 第3 対象者

給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) (略)

(2) 平成26年4月1日以降、対象となる高

学校等に入学した高校生等の保護者等であること。

(3) (略)

(4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 基準日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が決定されている世帯

イ (略)

ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で 2 人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）

#### 第 4 給付金の年額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等	
	私立の通信制以外	私立の通信制
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が決定されている世帯	52,600 円	52,600 円
生業扶助が決定されていない世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	38,100 円
	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯	38,100 円
	138,000 円	38,100 円

等学校等及び高等学校等専攻科に入学した高校生等の保護者等であること。

(3) (略)

(4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 基準日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が決定されている世帯（以下「生活保護（生業扶助）世帯」という。）

イ (略)

ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で 2 人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）

#### 第 4 給付金の年額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、校種及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯の区分	校種及び課程等		
	私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
第 3 (4) アに規定する世帯	52,600 円	52,600 円	—
生活保護（生業扶助）世帯でない世帯	第 3 (4) イに規定する世帯	48,100 円	48,100 円
	第 3 (4) ウに規定する世帯	48,100 円	48,100 円
	148,000 円	48,100 円	48,100 円

※上記単価表の第 3 (4) イ及びウに規定する世帯への支給額には、オンライン学習に係る通信費相当の年額 10,000 円を含む。

※高等学校等専攻科の生活保護世帯について

## 第5 給付金の申請

(1) 給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等を経て、知事に提出するものとする。ただし、静岡県内に設置されている高等学校等以外に在学する高校生等の保護者等は、直接、知事に提出することができる。

ア 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等  
(ア)～(イ) (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書(様式第8号)及び扶養の対象となる子等に基準日現在で収入がある場合は、その子等の基準日現在の所得がわかる書類

(エ)～(オ) (略)

(カ) (略)

イ ア以外の高校生等のいる保護者等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 第3(4)ウに規定する世帯について

は、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当する場合は、生活保護(生業扶助)世帯でない世帯と同額の単価とする。

## 第5 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等及び高等学校等専攻科を経て、知事に提出するものとする。ただし、生活保護(生業扶助)世帯については、「オンライン学習の通信費に係る誓約書(様式第9号)」の提出は不要とする。なお、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、直接知事に提出することができる。

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等  
ア～イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書(様式第8号)

エ～オ (略)

カ オンライン学習の通信費に係る誓約書(様式第9号)

キ (略)

(2) 第5(1)以外の高校生等のいる保護者等

ア～イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について

は、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）及び扶養の対象となる子等に基準日現在で収入がある場合は、その子等の基準日現在の所得がわかる書類

⑤ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）

⑥～⑧ （略）

⑨ （略）

⑩ 高校生等が、同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程について申請できるものとする。

## 第6 支給の決定

知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び保護者等のいずれかに通知することができるものとする。

## 第7 支給の方法

(1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に在

は、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。なお、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

⑤ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）。ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

⑥～⑧ （略）

⑨ オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式第9号）

⑩ （略）

⑪ 高校生等が、同時に二以上の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程について申請できるものとする。

## 第6 支給の決定

知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等及び高等学校等専攻科を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び高等学校等専攻科又は保護者等のいずれかに通知することができるものとする。

## 第7 支給の方法

(1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に

学する高校生等は4回)を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者についてはこの回数に加えて最大で2回まで給付できるものとする。

- (2) 支給は、次のいずれかの方法により行う。
- ア 保護者等の預貯金口座等への振込
  - イ 保護者等が高等学校等に給付金の受領を委任したときは、当該高等学校等の設置者の預貯金口座等への振込

**第8** 支給の決定の取消し等

- (1) 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、原則在学する高等学校等を通じて、保護者等に通知するものとする。

(2) (略)

在学する高校生等は4回。専攻科支援対象者は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については、追加で1回(定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付できるものとする。

- (2) 支給は、次のいずれかの方法により行う。
- ア 保護者等の預貯金口座等への振込
  - イ 保護者等が高等学校等及び高等学校等専攻科に給付金の受領を委任したときは、当該高等学校等及び高等学校等専攻科の設置者の預貯金口座等への振込

**第8** 支給の決定の取消し等

- (1) 知事は、保護者等が事実誤認又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、原則在学する高等学校等及び高等学校等専攻科を通じて、保護者等に通知するものとする。

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
様式第1号を次のように改める。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にチェックしてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな		高校生等との関係 (いずれかにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 親権者 ・ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 ・ <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申請者(保護者等)氏名			
申請者現住所等	〒 -	(自宅電話)	(携帯電話)
基準日現在の申請者住所(上記と異なる場合)	〒 -		

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
学校設置者名		入学年月		年	月	
学校名		学年		年		
学校所在地	〒 -					
学校の種類 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科	<input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校) <input type="checkbox"/> 各種学校(その他)	課程・学科	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 昼間学科 <input type="checkbox"/> 夜間等学科 <input type="checkbox"/> 通信制学科	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

(静岡県内校欄)	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない <input type="checkbox"/> 月 日復学(基準日現在休学)
	支援対象区分	<input type="checkbox"/> 受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者
	在学等証明	対象生徒は基準日(7月1日)現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学校名 学校長氏名

印

様式第1号-2

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にチェックをしてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①  親権者(両親)2名分

②  親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)

離婚、死別等により親権者が1名の場合

親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

③  未成年後見人( )名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)

※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④  生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分

親権者又は未成年後見人が存在しない場合

成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

○ 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にチェックしてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】(非課税世帯で、かつ対象生徒以外に扶養している子ども(※1)がいる場合のみ記入してください。)

※1 当該世帯に7月1日現在、対象となる高校生等以外に当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に記入し、確認書類として健康保険証等の写しを添付してください。

※2 「対象生徒」とは、本申請で対象としている高校生等の氏名を記載してください。

※3 「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準とし、該当する続柄に○を付してください。

扶養している子どもの状況	扶養している子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名(高校生等の場合は学年等)	課程	今年度の給付金の申請の有無
		対象生徒	—	—	—	—	—
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※県認定欄	学 校	通信制・専攻科以外・通信制・専攻科	➡	支給	区分	扶助・全①・全②・通信
	生業扶助	未受給 ・ 受給		可・否	支給額	円
	兄弟姉妹等	無 ・ 有				



(別紙)

### 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。  
「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

基準日（7月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、（1）を、生業扶助を受給していない場合は（2）を記載してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ（1）に該当する場合は、基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入を行い、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書等）を添付してください。

ニ（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。

ホ（2）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ヘ（2）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- （1）に該当する（基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給している）場合は、記入不要です。
- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

### 留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

## 在学等証明書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※基準日:支給を受けようとする年度の7月1日

氏名	(ふりがな)
生年月日	平成 年 月 日生
在学年	第 学年
学校の種類 課程・学科	
支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ~ 年 月 日  
年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

学校名  
代表者  
職氏名

印

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	㊞

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金種別	普通 ・ 当座	
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

### 扶養誓約書

ふりがな		扶養者との関係
申請者氏名		
生年月日	年 月 日( 歳)	

ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名①			被扶養者氏名②		
生年月日	年 月 日( 歳)		生年月日	年 月 日( 歳)	
被扶養者氏名③			被扶養者氏名④		
生年月日	年 月 日( 歳)		生年月日	年 月 日( 歳)	
被扶養者氏名⑤			被扶養者氏名⑥		
生年月日	年 月 日( 歳)		生年月日	年 月 日( 歳)	

私が、主として上記の者を扶養していることに相違がないことを誓約します。

扶養者住所	〒	ふりがな	
		扶養者氏名	印
		生年月日	年 月 日( 歳)

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号

令和 年 月 日

### オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち通信費相当分(10,000円)については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。  
(静岡県内校で代理受領される場合:通信費が10,000円未満の場合は、通信費以外の授業料を除く教育に必要な経費に充当されることに同意します。)

申請者住所	〒	—	ふりがな	
			申請者氏名	印

※ 高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

#### 附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。